

高福第5199号
平成30年3月22日

(介護予防)地域密着型サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様
第1号事業所(介護予防・日常生活支援総合事業) 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

介護保険事業者指定等手数料の徴収について（通知）

日頃から当市の介護保険制度の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当市では、介護保険事業者の新規指定及び指定の更新の申請に対する審査について、平成30年度から地方自治法第227条の規定に基づき、手数料を徴収することといたしました。

つきましては、詳細は下記のとおりとなりますので、ご理解いただき適切にご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 手数料の額について

新発田市手数料条例及び規則に基づき定める手数料の額は、別紙のとおりです。

※平成30年4月1日に居宅介護支援事業者の指定権限が新潟県から市に移譲されますが、手数料は県に準じた額としています。

2 適用期日について

平成30年4月1日以降の申請から対象となります。

3 手数料の納付方法について

市が発行する「納入通知書（納付書）」により、金融機関又は市役所で納付していただきます。

※新潟県収入証紙で納付することはできませんのでご注意ください。

(1) 新規申請（詳細は事前相談時にご説明します。）

- ・申請書の提出後に納付書を送付します。
- ・納付書に記載された期限までに納付の上、領収書の写しを提出してください。

(2) 更新申請（詳細は指定更新手続きのご案内の際にご説明します。）

- ・指定更新手続きのご案内の後、指定更新の意向が確認できた場合に納付書を送付します。
- ・納付書に記載された期限までに納付の上、領収書の写しを提出してください。

4 留意事項

- ・この手数料は、審査に係る手数料であるため、審査の結果、指定または更新がなされない場合でも返還いたしませんのでご了承ください。

【担当】〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市高齢福祉課 計画指導係
TEL：0254-28-9201 FAX：0254-21-1091

【新規申請の場合】

サービスの区分	手数料の額
地域密着型サービス (既に指定を受けている地域密着型介護予防サービス又は第1号事業と一体的(*1)に運営する場合)	24,700円 (8,700円)
地域密着型介護予防サービス (既に指定を受けている地域密着型サービスと一体的(*1)に運営する場合)	24,700円 (8,700円)
居宅介護支援	24,700円
介護予防支援	24,700円
第1号事業(介護予防・日常生活支援総合事業) (既に指定を受けている地域密着型サービス又は同種(*2)の第1号事業と一体的(*1)に運営する場合)	24,700円 (8,700円)

※地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービス又は第1号事業を一体的(*1)に運営するために、双方のサービスの指定を併せて受けようとする場合は、地域密着型サービス分のみ納付いただきます。

※第1号事業の同種のサービスを一体的(*2)に運営するために双方のサービスの指定を併せて受けようとする場合は1件分とします。

【指定更新申請の場合】

サービスの区分	手数料の額
地域密着型サービス	8,700円
地域密着型介護予防サービス	8,700円
居宅介護支援	8,700円
介護予防支援	8,700円
第1号事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	8,700円

※一体的(*1)に行う地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービス又は総合事業のサービスの有効期間満了日が同日のため、双方のサービスを同時に更新申請する場合は、主たるサービスである地域密着型サービスに係る手数料のみ納付いただきます。

※第1号事業の同種のサービスを一体的(*2)に運営しており、更新申請を同時に行う場合は1件分とします。

【新規指定・指定更新の申請を同時に行う場合】

○更新申請するサービスと一体的(*1)に運営するために、更新申請と同時に一体的に行うサービスの新規指定を受けようとする場合は、新規指定分(8,700円)のみ納付いただきます。

*1:「一体的」に運営する場合とは、同一の事業所において、下表の左欄と右欄のサービスを一体的に運営する場合です。

地域密着型介護予防サービスの種類	地域密着型サービスの種類
介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
第1号事業の種類	地域密着型サービスの種類
第1号通所事業	地域密着型通所介護

*2:「第1号事業の同種のサービスを一体的」に運営する場合とは、同一の事業所において下表の左欄の第1号事業の種類に応じた右欄に記載されているサービスを一体的に運営する場合です。

第1号事業の種類	第1号事業のサービス
第1号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA
第1号通所事業	介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスA